船舶事故調査報告書

令和４年７月６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和３年１０月８日　０７時００分ごろ
発生場所	香川県高松市庵治港北北西方沖 庵治港一文字防波堤北灯台から真方位３３２°１，３００m付近 （概位　北緯３４°２３．７′　東経１３４°０７．０′）
事故の概要	プレジャーボートサンライズ３は、東北東進中、また、プレジャーボート桜生丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和３年１０月２５日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　プレジャーボート　サンライズ３、２．７トン ２９０－６４４４５岡山、個人所有 Ｂ　プレジャーボート　桜生丸、１．８トン ２８０－４３０４５岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、二級小型・特殊・特定
負傷者	Ａ　なし Ｂ　軽傷　１人（船長Ｂ）
損傷	Ａ　左舷船首部に擦過傷 Ｂ　右舷中央部手すりに曲損、右舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　西南西、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　下げ潮の中央期、潮流　約２．４ノット（kn）の西流
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、知人２人を乗せて漂泊し、船長Ａが右舷船尾部で、同乗者２人が左舷船尾部で釣りを行っていた。 船長Ａは、釣り場から離れ、潮上りをしようと思い、右舷船尾部から周囲を確認したが、約５００m北方にいた船舶のほかに船舶を認めず、また、それまで潮上りをする際にも進路上に他船がいなかったので、付近に航行の支障となる船舶がいないと思い、機関を始動した。 Ａ船は、船長Ａが、キャビン右舷後方の外側に設置された操舵スタンドの前に立ち、操舵区画により左舷船首方に死角（以下「本件死角」という。）を生じた状態で操船し、約７kn の対地速力で東北東進したところ、至近にＢ船を認め、機関を後進運転としようとしたものの間に合わず、船首部とＢ船とが衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、機関の前進運転のクラッチを入れて船首を潮流に向けて少し西方に流されながら漂泊した状態で、釣りを行っていた。

	船長Ｂは、周囲を見て、左舷船首方約１００ｍに停船していた水上オートバイ（以下「Ｃ船」という。）が接近しないか気になり、注視していたところ、右舷船尾部及び右舷中央部とＡ船とが衝突した。 船長Ｂは、本事故前にＡ船を視認していたが、Ａ船が、漂泊し、潮流に流されて離れており、また、潮上りの際には船首方を確認するものと思っていたので、近くのＣ船を注視し、Ａ船が接近するのに気付かなかった。
分析	Ａ船は、潮上りをしようと機関を始動して東北東進中、船長Ａが、操舵区画右舷船尾方で操船し、本件死角が生じた状態で、左舷船首方に航行の支障となる船舶がいないと思い、同じ針路で航行を続けたことから、漂泊中のＢ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 船長Ａは、本事故前に潮上りをした際に、進路上に他船がいなかったことから、本件死角内に支障となる船舶がいないと思い、航行を続けたものと考えられる。 Ｂ船は、機関の前進運転のクラッチを入れて船首を東方に向けて西方に少し流されながら漂泊中、船長Ｂが、漂泊していたＡ船が潮上りの際には船首方を確認するものと思い、左舷船首方約１００ｍに停船していたＣ船が接近しないか注視していたことから、西南西方から接近するＡ船に気付かず、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が潮上りをしようと機関を始動して東北東進中、Ｂ船が船首を東方に向けて西方に少し流されながら漂泊中、船長Ａが、操舵区画右舷船尾方で操船し、本件死角が生じた状態で、左舷船首方に航行の支障となる船舶がいないと思い、同じ針路で航行を続け、また、船長Ｂが、漂泊していたＡ船が潮上りの際には船首方を確認するものと思い、左舷船首方約１００ｍのＣ船を注視していたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、釣り場などで、潮上りの目的で移動する時は、周囲を確実に確認してから発進すること。 ・船長は、航行中、船首方に死角が生じる場合は、船首を左右に振り、立ち位置を変えるなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・船長は、周囲に漂泊中の船舶が接近した際、避航措置を採るか、又は船上で固定物を掴むなどして自身を保護する対応ができるように、特定の船舶を注視することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。